

屋外広告物のルールを 正しく守りましょう

既存の広告物に下記のような事例が多数見受けられます。
今一度、点検をお願いします。

許可を受けていますか？

非自家用広告物・敷地全体で5㎡を超える自家用広告物は、すべて許可対象です。

申請漏れがないか確認し、速やかに申請してください。



更新手続きを行っていますか？

許可期間を過ぎて、引き続き継続して広告物を設置する際は手続きが必要です。また、申請内容に変更が生じた際は、届出や変更申請が必要となります。



確認申請を受けましたか？

高さが4mを超える広告物の設置にあたっては、建築基準法に基づく工作物確認を受けなければならない場合があります。



不燃材料を使っていますか？

建築基準法に基づき、防火地域にある広告物で建築物の屋上に設置されているもの、又は高さ3mを超えるものは、その主要部分を不燃材料で造る必要があります。



【問い合わせ先】

吹田市 都市計画部 都市計画室 屋外広告物担当

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 低層棟2階 214番窓口

電話番号 06-6170-2337(直通) FAX番号 06-6368-9901

メール: tokei-sign@city.suita.osaka.jp

平日9:00~17:30(窓口15:00まで)土・日・祝日は休み

吹田市屋外広告物



吹田市HP: 吹田市屋外広告物条例等